

議案第54号

一関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 8月27日提出

一関市長 勝 部 修

一関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

一関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年一関市条例第45号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
機関	事務	機関	事務
1 市長	<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>		
2 市長	乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、小学生、中学生、高校生、ひとり親等その他市長が定める者に対する医療費助成（以下「乳幼児等医療費助成」という。）に関する事務であって規則で定めるもの	1 市長	乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、小学生、中学生、高校生、ひとり親等その他市長が定める者に対する医療費助成（以下「乳幼児等医療費助成」という。）に関する事務であって規則で定めるもの
		2 市長	<u>小児インフルエンザ予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>
		3 市長	<u>おたふくかぜワクチン予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>

3 市長	<u>小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの</u>
4 市長	生活に困窮する外国人を対象として生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	幼稚園就園支援に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所</u>	<u>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u>

4 市長	生活に困窮する外国人を対象として生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	<u>小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの</u>
6 市長	<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>
7 市長	<u>一般不妊治療費助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</u>
8 市長	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	幼稚園就園支援に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報

	<u>における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>				
<u>2</u> 市長	<u>生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する情報（以下「公営住宅管理情報」という。）であって規則で定めるもの</u>			
<u>3</u> 市長	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>	<u>1</u> 市長	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの <u>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報</u>



7 市長	乳幼児等医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	2 市長	乳幼児等医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			3 市長	<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
			4 市長	<u>生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	地方税関係情報であって規則で定めるもの <u>公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する情報（以下「公営住宅管理情報」という。）であって規則で定めるもの</u>
			5 市長	<u>健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>生活保護関係情報及び外国人</u>

		<u>生活保護等関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u>
<u>6</u>	<u>市長</u>	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>
		<u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
<u>7</u>	<u>市長</u>	<u>子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>
<u>8</u>	<u>市長</u>	<u>小児インフルエンザ予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>
<u>9</u>	<u>市長</u>	<u>おたふくかぜワクチン予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>
<u>10</u>	<u>市長</u>	<u>生活に困窮する外国人を対</u>
		<u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u>

<u>象として生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>て規則で定めるもの</u> <u>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>公営住宅管理情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>

8 市長	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの [略] [略]	11 市長	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	<u>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの [略] [略]
9 市長	<u>生活に困窮する外国人を対象として生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>			



		<u>公営住宅管理情報であって規則で定めるもの</u> <u>母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>			
<u>10・11</u>	[略]		<u>12 市長</u>	<u>一般不妊治療費助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</u> <u>13・14</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> [略]

備考 改正部分は、下線部分である。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



議案第 55 号

一 関市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 8 月 27 日 提出

一 関市長 勝 部 修

一 関市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

一 関市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成29年一関市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税免除の適用)</p> <p>第 2 条 地方税法（昭和25年法律第226号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、法第 2 条第 1 項に規定する過疎地域である市の区域（法第33条第 1 項の規定に基づいて新たに過疎地域に該当することとなった区域を除く。）において、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第 1 項の表の第 1 号の第 2 欄又は第45条第 1 項の表の第 1 号の第 2 欄の規定の適用を受ける製造の事業、農林水産物等販売業（法第30条に規定する農林水産物等販売業をいう。）又は旅館業（下宿営業を除く。）を行う者が、法第 2 条第 2 項の規定による総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の公示の日（以下「公示日」という。）から平成31年 3 月 31 日までの間に、当該事業の用に供する設備で租税特別措置法第12条第 1 項の表の第 1 号の第 3 欄又は第45条第 1 項の表の第 1 号の第 3 欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した場合は、特別償却設備を設置した者について、特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷</p>	<p>(課税免除の適用)</p> <p>第 2 条 地方税法（昭和25年法律第226号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、法第 2 条第 1 項に規定する過疎地域である市の区域（法第33条第 1 項の規定に基づいて新たに過疎地域に該当することとなった区域を除く。）において、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第 1 項の表の第 1 号の第 2 欄又は第45条第 1 項の表の第 1 号の第 2 欄の規定の適用を受ける製造の事業、農林水産物等販売業（法第30条に規定する農林水産物等販売業をいう。）又は旅館業（下宿営業を除く。）を行う者が、法第 2 条第 2 項の規定による総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の公示の日（以下「公示日」という。）から令和 3 年 3 月 31 日までの間に、当該事業の用に供する設備で租税特別措置法第12条第 1 項の表の第 1 号の第 3 欄又は第45条第 1 項の表の第 1 号の第 3 欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した場合は、特別償却設備を設置した者について、特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷</p>

地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税を免除する。

地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税を免除する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の一関市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

議案第56号

一関市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

一関市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 8月27日提出

一関市長 勝 部 修

一関市印鑑条例の一部を改正する条例

一関市印鑑条例（平成17年一関市条例第113号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 市長は、第1項に規定する確認及び審査の後、印鑑登録原票に印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 氏名（</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 市長は、第1項に規定する確認及び審査の後、印鑑登録原票に印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏（住民基本台帳法</p>

外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）に係る住民票に通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）が記録されている場合にあつては、氏名及び  
通称)

(4) [略]

(5) 男女の別

(6) [略]

(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録  
されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもの  
（以下「片仮名表記等」という。）で表されている印鑑により登録  
を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

5 [略]

（登録できない印鑑）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する印鑑を登録してはならない。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名\_\_\_\_\_若しくは通称  
又は氏名\_\_\_\_\_若しくは通称の一部を組み合わせたもので表してい  
ないもの

(2) 職業、資格その他氏名\_\_\_\_\_又は通称以外の事項を表しているも  
の

(3)～(6) [略]

施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に  
規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記載（法第6条第3項の規定  
により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に  
記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製す  
る住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている場合にあつ  
ては氏名及び当該旧氏、外国人住民（法第30条の45に規定する外国  
人住民をいう。以下同じ。）に係る住民票に通称（  
令第30条の16第1項に規定する通称を  
いう。以下同じ。）の記載がされている場合にあつては、氏名及び  
当該通称)

(4) [略]

(5) [略]

(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載  
がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもの  
（以下「片仮名表記等」という。）で表されている印鑑により登録  
を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

5 [略]

（登録できない印鑑）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する印鑑を登録してはならない。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏若しくは通称  
又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表してい  
ないもの

(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているも  
の

(3)～(6) [略]



(2) [略] (3) 男女の別 <u>(4)</u> ・ <u>(5)</u> [略] 4 [略]	(2) [略]  (3)・ <u>(4)</u> [略] 4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

## 附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。



議案第57号

一 関市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 8 月 27 日 提出

一 関市長 勝 部 修

一 関市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例

一 関市国民健康保険診療所条例（平成17年一関市条例第109号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用料)</p> <p>第 4 条 利用料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第 2 項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額とする。ただし、介護保険法（平成 9 年法律第123号）の規定による介護サービスを受けることができる者に係る介護サービスの利用料の額は、同法第 41条第 4 項、第46条第 2 項、第53条第 2 項及び第58条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。</p> <p><u>2 前項</u>により難い利用料については、市長が別に定める。</p>	<p>(利用料)</p> <p>第 4 条 利用料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第 2 項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額とする。ただし、介護保険法（平成 9 年法律第123号）の規定による介護サービスを受けることができる者に係る介護サービスの利用料の額は、同法第 41条第 4 項、第46条第 2 項、第53条第 2 項及び第58条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第 97号）の規定による損害賠償の対象となる診療に係る利用料等の額は、1 点の単価に12円を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>3 第 1 項</u>により難い利用料については、市長が別に定める。</p> <p><u>4 前 3 項の規定にかかわらず、国、地方公共団体及び社会保険団体と特別の契約によるものに係る利用料等の額は、当該契約に基づき市長</u></p>

が定める額とする。  
5 前各項の場合において、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税が課されることとなるものにあつては、消費税及び地方消費税の額に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加算するものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第58号

一関市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について

一関市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年8月27日提出

一関市長 勝 部 修

一関市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

一関市放課後児童クラブ条例（平成18年一関市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="194 837 1086 1072"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>千厩児童クラブ</td><td>一関市千厩町千厩字上駒場10番地2</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]		千厩児童クラブ	一関市千厩町千厩字上駒場10番地2	[略]		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1160 837 2051 1072"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>千厩児童クラブ</td><td>一関市千厩町千厩字上駒場10番地2</td></tr><tr><td>東山児童クラブ</td><td>一関市東山町長坂字東本町12番地</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]		千厩児童クラブ	一関市千厩町千厩字上駒場10番地2	東山児童クラブ	一関市東山町長坂字東本町12番地	[略]	
名称	位置																		
[略]																			
千厩児童クラブ	一関市千厩町千厩字上駒場10番地2																		
[略]																			
名称	位置																		
[略]																			
千厩児童クラブ	一関市千厩町千厩字上駒場10番地2																		
東山児童クラブ	一関市東山町長坂字東本町12番地																		
[略]																			
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第6条 次に掲げるクラブの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる。ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="194 1337 1086 1428"><thead><tr><th>名称</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td></tr></tbody></table>	名称	[略]	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第6条 次に掲げるクラブの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる。ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="1160 1337 2051 1428"><thead><tr><th>名称</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td></tr></tbody></table>	名称	[略]														
名称																			
[略]																			
名称																			
[略]																			

千厩児童クラブ	千厩児童クラブ
[略]	<u>東山児童クラブ</u>
	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

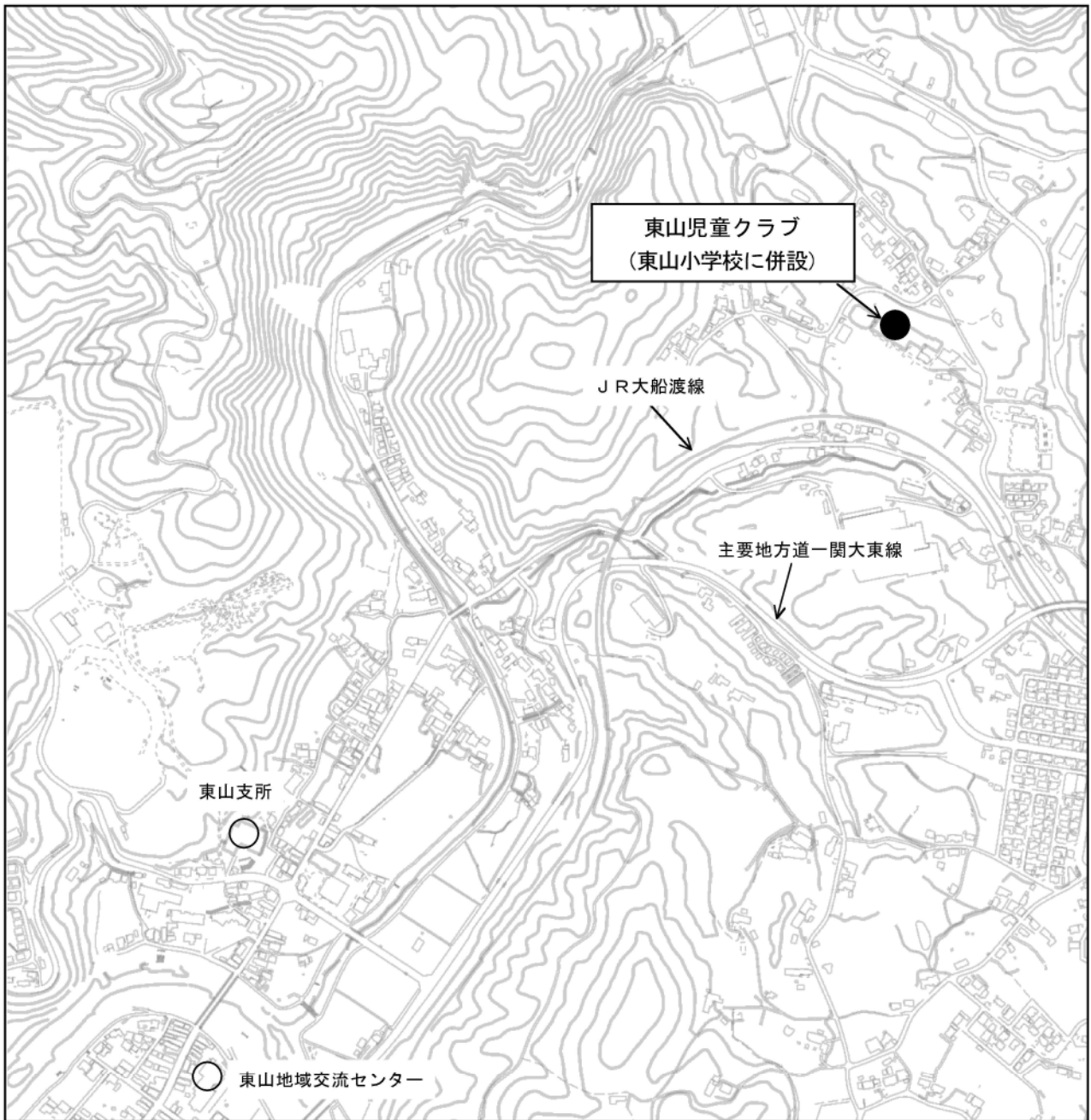
(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

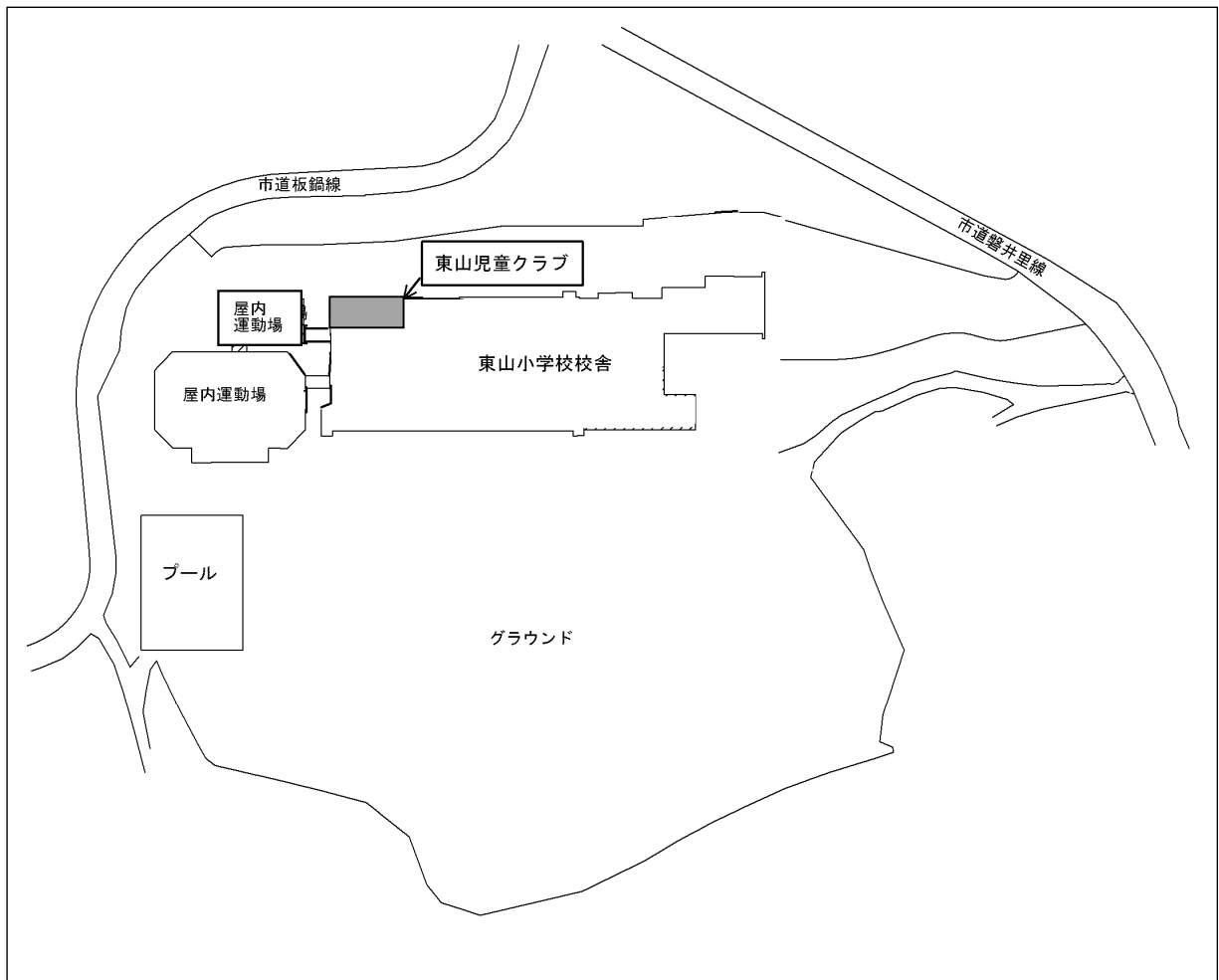
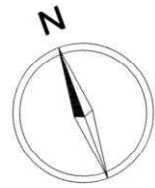
(準備行為)

2 この条例による改正後の一関市放課後児童クラブ条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

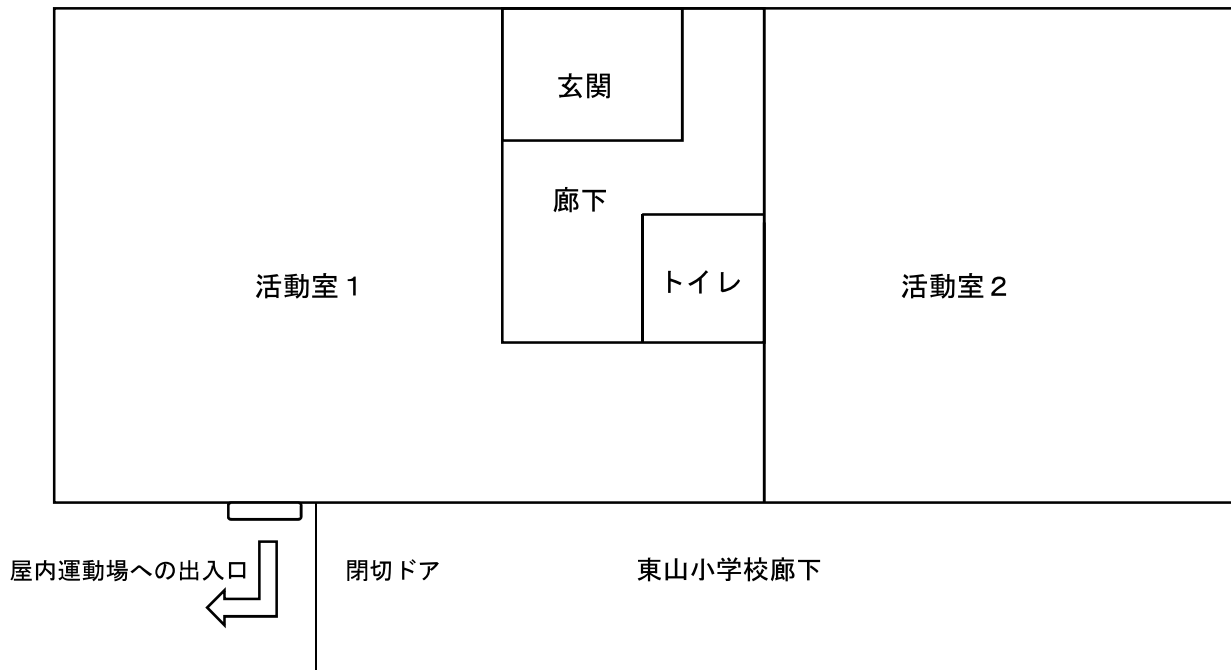
位 置 図



配 置 図



平 面 図



議案第59号

一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 8 月 27 日 提出

一関市長 勝 部 修

一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年一関市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこと_____ができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこと<u>とすることができる。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る<u>連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>5 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p>



(食事の提供の特例)

第16条 [略]

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)～(3) [略]

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

(1) [略]

(2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

(食事の提供の特例)

第16条 [略]

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)～(3) [略]

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。\_\_\_\_\_）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

(1) [略]

(2) 子ども・子育て支援法 \_\_\_\_\_第34条第5項又は

第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育  
(3)～(5) [略]

(連携施設に関する特例)

第45条 [略]

附 則

(食事の提供の経過措置)

第2条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第2条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等

第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育  
(3)～(5) [略]

(連携施設に関する特例)

第45条 [略]

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、市長が適当と認めるもの(附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附 則

(食事の提供の経過措置)

第2条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業\_\_\_\_\_の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第2条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除

\_\_\_\_\_ は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

く。) は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第60号

一関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び一関市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について

一関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び一関市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 8月27日提出

一関市長 勝 部 修

一関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び一関市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

(一関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 一関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年一関市条例第30号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	(利用定員) 第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下、小規模保育事業A型（一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年一関市条例第29号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。_____）及び小規模保育事業B型（同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。_____）にあつては、その利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に	(利用定員) 第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下、小規模保育事業A型（一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年一関市条例第29号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあつては、その利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に



の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、前項 本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

3 事業所内保育事業を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの

については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たつて、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

4 [略]

附 則

（連携施設に関する経過措置）

第5条 特定地域型保育事業者

は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4

うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの  
6 居宅訪問型保育事業を行う者は、一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、第1項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

7 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たつて、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

9 [略]

附 則

（連携施設に関する経過措置）

第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4

<p>号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>5年</u>を経過する日までの間、<u>連携施設を確保しないことができる。</u></p>	<p>号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、<u>連携施設を確保しないことができる。</u></p>
<p>2 (定義)  第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  (1)～(8) [略]  (9) <u>支給認定</u> _____ 法第20条第4項に規定する<u>支給認定</u> _____をいう。  (10) <u>支給認定保護者</u> _____ 法第20条第4項に規定する<u>支給認定保護者</u> _____をいう。  (11) <u>支給認定子ども</u> _____ 法第20条第4項に規定する<u>支給認定子ども</u> _____をいう。    (12) <u>支給認定証</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定証</u>をいう。  (13) <u>支給認定の有効期間</u> _____ 法第21条に規定する<u>支給認定の有効期間</u> _____をいう。</p>	<p>(定義)  第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  (1)～(8) [略]  (9) <u>教育・保育給付認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定</u>をいう。  (10) <u>教育・保育給付認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>をいう。  (11) <u>教育・保育給付認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定子ども</u>をいう。  (12) <u>満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u> <u>子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上の教育・保育給付認定子ども</u>をいう。  (13) <u>特定満3歳以上保育認定子ども</u> <u>令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子ども</u>をいう。  (14) <u>満3歳未満保育認定子ども</u> <u>令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子ども</u>をいう。  (15) <u>市町村民税所得割合算額</u> <u>令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額</u>をいう。  (16) <u>負担額算定基準子ども</u> <u>令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども</u>をいう。  (17) <u>支給認定証</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定証</u>をいう。  (18) <u>教育・保育給付認定の有効期間</u> 法第21条に規定する<u>教育・保育給付認定の有効期間</u>をいう。</p>



(14)・(15) [略]

(16) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者 \_\_\_\_\_ に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(17)～(22) [略]

（一般原則）

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な \_\_\_\_\_ 内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2～4 [略]

（内容及び手続の説明及び同意）

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者 \_\_\_\_\_（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担 \_\_\_\_\_ その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2～6 [略]

(19)・(20) [略]

(21) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者 \_\_\_\_\_ に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(22)～(27) [略]

（一般原則）

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2～4 [略]

（内容及び手続の説明及び同意）

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者 \_\_\_\_\_（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2～6 [略]

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者 から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んでは

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んでは

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保

保護者 \_\_\_\_\_ に明示した上で、選考を行わなければならない。

- 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子ども \_\_\_\_\_ に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 [略]

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども \_\_\_\_\_ に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

- 第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者 \_\_\_\_\_ の提示する支給認定証 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ によって、支給認定の有無、支給認定子ども \_\_\_\_\_ の該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定 \_\_\_\_\_ の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。

(支給認定 \_\_\_\_\_ の申請に係る援助)

- 第9条 特定教育・保育施設は、支給認定 \_\_\_\_\_ を受けていない

育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

- 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子ども \_\_\_\_\_ に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 [略]

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども \_\_\_\_\_ に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

- 第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者 \_\_\_\_\_ の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども \_\_\_\_\_ の該当する法第19

条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

- 第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定 \_\_\_\_\_ を受けていない

保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者

保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育\_\_\_\_\_を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども

から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者 \_\_\_\_\_ から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
- 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者 \_\_\_\_\_ から受けることができる。
- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に

に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_をいう。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額 \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
- 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に

掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) [略]

(3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）

(4) [略]

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において

掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) [略]

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イにおいて同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、教育・保育給付認定保護者が扶養する子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）に対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) [略]

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において

通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者 \_\_\_\_\_ に負担させることが適当と認められるもの

- 5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者 \_\_\_\_\_ に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者 \_\_\_\_\_ に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者 \_\_\_\_\_ に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者 \_\_\_\_\_ に対し、当該支給認定保護者 \_\_\_\_\_ に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者 \_\_\_\_\_ に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 [略]

- 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者 \_\_\_\_\_ その他の特定教育・保育施設の関係

通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者 \_\_\_\_\_ に負担させることが適当と認められるもの

- 5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者 \_\_\_\_\_ に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者 \_\_\_\_\_ に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者 \_\_\_\_\_ に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。 \_\_\_\_\_ 以下 \_\_\_\_\_ 同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者 \_\_\_\_\_ に対し、当該教育・保育給付認定保護者 \_\_\_\_\_ に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者 \_\_\_\_\_ に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 [略]

- 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者 \_\_\_\_\_ その他の特定教育・保育施設の関係

者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（支給認定保護者に関する市町村への通知）

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（運営規程）

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」とい

者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第17条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知）

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（運営規程）

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」とい



う。)を定めておかなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の  
費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) [略]

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子ども に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子ども に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 [略]

(支給認定子ども を平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子ども の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子ども に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子ども の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

う。)を定めておかなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受け  
る費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) [略]

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子ども に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子ども に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 [略]

(教育・保育給付認定子ども を平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子ども の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子ども に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子ども の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（秘密保持等）

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 [略]

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（秘密保持等）

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 [略]

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 [略]

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 [略]

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 [略]

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 [略]

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 [略]

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 [略]

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 [略]

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 [略]

4 特定教育・保育施設は、支給認定子ども に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第34条 [略]

2 特定教育・保育施設は、支給認定子ども に対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) [略]

(2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4)・(5) [略]

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超

4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子ども に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第34条 [略]

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子ども に対する特定教育・保育の提供に関する次 に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) [略]

(2) 第12条の規定による特定教育・保育 の記録

(3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(4)・(5) [略]

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超

えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章

\_\_（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及

えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及

び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。）」とする。

（利用定員）

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下、小規模保育事業A型（一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年一関市条例第29号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同

び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

（利用定員）

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年一関市条例第29号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同

じ。)にあつては、その利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては、その利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては、その利用定員の数を1人とする。

2 [略]

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担

\_\_\_\_\_その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 [略]

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族

じ。)にあつては、\_\_\_\_\_6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては、\_\_\_\_\_6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては、\_\_\_\_\_1人とする。

2 [略]

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 [略]

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族

等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 [略]

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除

等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 [略]

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除



く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。
- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～8 [略]

- 9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供そ

く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。
- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～8 [略]

- 9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供そ

の他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者 \_\_\_\_\_ から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。))をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者 \_\_\_\_\_ から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定

の他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育 \_\_\_\_\_ を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額 \_\_\_\_\_ をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額 \_\_\_\_\_ をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定

地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1)～(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)～(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の  
費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) [略]

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 [略]

(記録の整備)

第49条 [略]

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) [略]

(2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 次条において準用する第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4)・(5) [略]

(1)～(4) [略]

(5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) [略]

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 [略]

(記録の整備)

第49条 [略]

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) [略]

(2) 次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育  
の提供の記録

(3) 次条において準用する第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(4)・(5) [略]

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは「地域型保育給付費(法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳

条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する。

#### 未滿保育認定子ども

（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未滿保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未滿保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方

## (特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

## (特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 [略]

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（当該特定教育・保育施設が）とあるのは「（当該特定教育・保育施設が）」と、「定める額とする。」をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 [略]

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保



\_\_\_\_\_」と、同条第2項中「(法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「設定する額の支払を」とあるのは「設定する額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 [略]

(施設型給付費等に関する経過措置)

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利

育に限る。第19条において同じ。)を受ける者を除く。以下この項において同じ。」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。))を除く。)

\_\_\_\_\_」と、同条第3項中「設定する額の支払を」とあるのは「設定する額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 [略]

第3条 削除

用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額」とする。

2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正)

第2条 一関市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（平成27年一関市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用者負担額)</p> <p>第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する<u>支給認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額は、そ</p>	<p>(利用者負担額)</p> <p>第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額は、そ</p>

れぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。

附 則

(法附則第9条第1項の適用がある間の利用者負担額の経過措置)

- 3 法附則第9条第1項の適用を受ける間、同項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)及びロ(1)に規定する支給認定保護者 \_\_\_\_\_の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。

れぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。

附 則

(法附則第9条第1項の適用がある間の利用者負担額の経過措置)

- 3 法附則第9条第1項の適用を受ける間、同項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)及びロ(1)に規定する教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第1条の表1の項の改正部分は、公布の日から施行する。

議案第61号

一 関市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年8月27日提出

一関市長 勝 部 修

一関市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

一関市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成24年一関市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税免除の適用)</p> <p>第2条 復興産業集積区域において、法第4条第9項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から令和3年3月31日までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）<u>第10条の2</u>第1項の表の第1号、第10条の5第1項、第17条の2第1項の表の第1号、第17条の5第1項、第18条の4第1項、第25条の2第1項の表の第1号、第25条の5第1項又は第26条の4第1項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（事業を実施する個人事業者又は法人で法第37条第1項若しくは第39条第1項に規定する指定事業者又は法第40条第1項に規定する指定法人に該当するものであって、認定日から令和3年3月31日までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。）について、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（認定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算</p>	<p>(課税免除の適用)</p> <p>第2条 復興産業集積区域において、法第4条第9項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から令和3年3月31日までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）<u>第10条</u>第1項の表の第1号、第10条の5第1項、第17条の2第1項の表の第1号、第17条の5第1項、第18条の4第1項、第25条の2第1項の表の第1号、第25条の5第1項又は第26条の4第1項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（事業を実施する個人事業者又は法人で法第37条第1項若しくは第39条第1項に規定する指定事業者又は法第40条第1項に規定する指定法人に該当するものであって、認定日から令和3年3月31日までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。）について、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（認定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算</p>

して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。) に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後5年度内に限り、その課税を免除する。

して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。) に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後5年度内に限り、その課税を免除する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第62号

一 関市道路占用料条例及び一関市準用河川占用料等条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市道路占用料条例及び一関市準用河川占用料等条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 8 月 27 日 提出

一関市長 勝 部 修

一関市道路占用料条例及び一関市準用河川占用料等条例の一部を改正する条例  
 (一関市道路占用料条例の一部改正)

第 1 条 一関市道路占用料条例 (平成17年一関市条例第171号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表 (第 2 条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">[略]</div> <p>備考 1～7 [略]</p> <p>8 占用の期間が 1 月未満のものについての占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)の合計額とする。</p>	<p>別表 (第 2 条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">[略]</div> <p>備考 1～7 [略]</p> <p>8 占用の期間が 1 月未満のものについての占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)の合計額とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(一関市準用河川占用料等条例の一部改正)

第2条 一関市準用河川占用料等条例（平成17年一関市条例第195号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(占用料等の算定方法)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 占用の期間が1月に満たないものについての土地占用料の額は、前項の規定により計算した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(占用料等の算定方法)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 占用の期間が1月に満たないものについての土地占用料の額は、前項の規定により計算した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第63号

一 関市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年8月27日提出

一関市長 勝 部 修

一 関市手数料条例の一部を改正する条例

一 関市手数料条例（平成17年一関市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
事務	名称	単位	金額		事務	名称	単位	金額	
[略]					[略]				
39 建築基準法 第86条の8第 1項又は 第3項     の 認定の申請に 対する審査	2以上の 工事に分 けて工事 を行う場 合の制限 の緩和に 係る認定 申請手数 料	床 面 積 の 合計	30平方メー トル以内の もの	8,000円	39 建築基準法 第86条の8第 1項若しくは 第3項（法第 87条の2第2 項において準 用する場合を 含む。）又は 同条第1項の 認定の申請に 対する審査	2以上の 工事に分 けて工事 を行う場 合の制限 の緩和に 係る認定 申請手数 料	床 面 積 の 合計	30平方メー トル以内の もの	8,000円
			30平方メー トルを超え 100平方メー トル以内の もの	14,000円				30平方メー トルを超え 100平方メー トル以内の もの	14,000円
			100平方メー トルを超え 200平方メー	21,000円				100平方メー トルを超え 200平方メー	21,000円



		トル以内のもの				トル以内のもの	
		200平方メートルを超え 500平方メートル以内のもの	27,000円			200平方メートルを超え 500平方メートル以内のもの	27,000円
		500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	48,000円			500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	48,000円
		1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	68,000円			1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	68,000円
		2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	200,000円			2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	200,000円
		10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内のもの	320,000円			10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内のもの	320,000円

		50,000 平方メートルを超えるもの	610,000円				50,000 平方メートルを超えるもの	610,000円
				<u>39の2</u> <u>建築基準法第87条の3</u> <u>第5項の許可の申請に対する審査</u>	<u>建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可申請手数料</u>	<u>延べ面積</u>	<u>100平方メートル以内のもの</u>	<u>70,000円</u>
							<u>100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</u>	<u>90,000円</u>
							<u>500平方メートルを超えるもの</u>	<u>120,000円</u>
40	[略]			40	[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。								

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の一関市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請から適用し、同日前にされた申請については、なお従前の例による。

議案第64号

一関市下水道条例等の一部を改正する条例の制定について

一関市下水道条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 8月27日提出

一関市長 勝 部 修

一関市下水道条例等の一部を改正する条例  
(一関市下水道条例の一部改正)

第1条 一関市下水道条例(平成17年一関市条例第188号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表(第23条関係) (単位:円)				別表(第23条関係) (単位:円)			
汚水の種類	基本使用料	水量使用料		汚水の種類	基本使用料	水量使用料	
		水量	金額(1立方メートル当たり)			水量	金額(1立方メートル当たり)
[略]				[略]			
備考 1 使用料の額は、基本使用料及び水量使用料の合計額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。 2～4 [略]				備考 1 使用料の額は、基本使用料及び水量使用料の合計額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。 2～4 [略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

(一関市浄化槽の管理等に関する条例の一部改正)

第2条 一関市浄化槽の管理等に関する条例(平成17年一関市条例第191号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第7条関係） 使用料  (月額)			別表（第7条関係） 使用料  (月額)		
区分	使用料	使用料（寄附採納者）	区分	使用料	使用料（寄附採納者）
5人槽～10人槽	4,140円	3,540円	5人槽～10人槽	4,140円	3,540円
備考 使用料の額は、この表に定める額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。			備考 使用料の額は、この表に定める額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

（一関市汚水処理施設条例の一部改正）

第3条 一関市汚水処理施設条例（平成17年一関市条例第192号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第2（第13条関係）  (単位：円)			別表第2（第13条関係）  (単位：円)		
基本使用料	水量使用料		基本使用料	水量使用料	
	水量	金額（1立方メートル当たり）		水量	金額（1立方メートル当たり）
[略]			[略]		
備考 1 使用料の額は、基本使用料及び水量使用料の合計額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。 2 [略]			備考 1 使用料の額は、基本使用料及び水量使用料の合計額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。 2 [略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

（一関市農業集落排水施設条例の一部改正）

第4条 一関市農業集落排水施設条例（平成17年一関市条例第193号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

別表第2（第10条関係）			別表第2（第10条関係）		
		（単位：円）			（単位：円）
基本使用料	水量使用料		基本使用料	水量使用料	
	水量	金額（1立方メートル当たり）		水量	金額（1立方メートル当たり）
[略]			[略]		
備考			備考		
1 使用料の額は、基本使用料及び水量使用料の合計額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。			1 使用料の額は、基本使用料及び水量使用料の合計額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。		
2 [略]			2 [略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。  
（下水道使用料に関する経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の一関市下水道条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の下水道の使用に係る使用料に適用し、施行日前から施行日以後に引き続く下水道の使用に係る令和元年10月の汚水の量の算定分に係る使用料については、なお従前の例による。  
（浄化槽使用料に関する経過措置）
- 3 第2条の規定による改正後の一関市浄化槽の管理等に関する条例別表の規定は、施行日以後の浄化槽の使用に係る使用料について適用し、同日前の浄化槽の使用に係る使用料については、なお従前の例による。  
（污水处理施設使用料に関する経過措置）
- 4 第3条の規定による改正後の一関市污水处理施設条例別表第2の規定は、施行日以後の污水处理施設の使用に係る使用料に適用し、施行日前から施行日以後に引き続く污水处理施設の使用に係る令和元年10月の汚水の量の算定分に係る使用料については、なお従前の例による。  
（農業集落排水施設使用料に関する経過措置）
- 5 第4条の規定による改正後の一関市農業集落排水施設条例別表第2の規定は、施行日以後の農業集落排水施設の使用に係る使用料に適用し、施行日前から施行日以後に引き続く農業集落排水施設の使用に係る令和元年10月の汚水の量の算定分に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第65号

一関市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

一関市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年8月27日提出

一関市長 勝 部 修

一関市水道事業給水条例の一部を改正する条例

一関市水道事業給水条例（平成17年一関市条例第198号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(手数料)</p> <p>第28条 次の各号に掲げる事務について当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 指定給水装置工事事業者の指定 1件につき20,000円</p> <p>(3) 各種証明 1件につき300円</p> <p>(4) 督促状 1通につき100円</p> <p>2 前項の手数料は、同項各号に掲げる事務の申込みの際、当該申込者から徴収する。ただし、<u>同項第3号及び第4号</u>に掲げる事務にあっては、この限りでない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第31条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）<u>第5条</u>に規定する給水装置の</p>	<p>(手数料)</p> <p>第28条 次の各号に掲げる事務について当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 指定給水装置工事事業者の指定 1件につき20,000円</p> <p><u>(3) 指定給水装置工事事業者の指定の更新 1件につき10,000円</u></p> <p>(4) 各種証明 1件につき300円</p> <p>(5) 督促状 1通につき100円</p> <p>2 前項の手数料は、同項各号に掲げる事務の申込みの際、当該申込者から徴収する。ただし、<u>同項第4号及び第5号</u>に掲げる事務にあっては、この限りでない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第31条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）<u>第6条</u>に規定する給水装置の</p>

構造及び材質の基準に適合していないと認めるときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないと認めるときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、当該給水装置の構造及び材質が水道法施行令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

3 [略]

別表（第22条関係）

次の表に定める基本料金及び従量料金の合計額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

[略]

備考 [略]

構造及び材質の基準に適合していないと認めるときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないと認めるときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、当該給水装置の構造及び材質が水道法施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

3 [略]

別表（第22条関係）

次の表に定める基本料金及び従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

[略]

備考 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の一関市水道事業給水条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の水道の使用に係る料金に適用し、施行日前から施行日以後に引き続く水道の使用に係る令和元年10月の使用水量の検針分に係る料金については、なお従前の例による。

議案第66号

一関市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

一関市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 8 月 27 日 提出

一関市長 勝 部 修

一関市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例

一関市工業用水道事業給水条例（平成23年一関市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(料金の種類及び額)</p> <p>第19条 料金は、水量料金（基本料金及び超過料金をいう。以下同じ。）及びろ過料金（工業用水をろ過して供給する場合において、ろ過に係る料金として水量料金とは別に徴収するものをいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2 水量料金の額は、第21条及び第22条の規定により算定した額の合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>3 ろ過料金の額は、第23条の規定により算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p>	<p>(料金の種類及び額)</p> <p>第19条 料金は、水量料金（基本料金及び超過料金をいう。以下同じ。）及びろ過料金（工業用水をろ過して供給する場合において、ろ過に係る料金として水量料金とは別に徴収するものをいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2 水量料金の額は、第21条及び第22条の規定により算定した額の合計額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>3 ろ過料金の額は、第23条の規定により算定した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。



(経過措置)

- 2 この条例による改正後の一関市工業用水道事業給水条例第19条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の工業用水道の使用に係る料金に適用し、施行日前から施行日以後に引き続く工業用水道の使用に係る令和元年10月の使用水量の検針分に係る料金については、なお従前の例による。

議案第67号

一関市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について

一関市消防手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 8 月 27 日 提出

一関市長 勝 部 修

一関市消防手数料条例の一部を改正する条例

一関市消防手数料条例（平成18年一関市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
種類	手数料を徴収する事務	金額	種類	手数料を徴収する事務	金額
1	[略]		1	[略]	
2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に關す	(1) [略] (2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	[略] ア～エ [略] オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)・(イ) [略] (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000	2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に關す	(1) [略] (2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	[略] ア～エ [略] オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)・(イ) [略] (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000

る事務		<p>キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,580,000円</u></p> <p>(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,940,000円</u></p> <p>(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,260,000円</u></p> <p>(カ)～(ク) [略]</p> <p>カ～シ [略]</p>	る事務		<p>キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,590,000円</u></p> <p>(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,950,000円</u></p> <p>(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,270,000円</u></p> <p>(カ)～(ク) [略]</p> <p>カ～シ [略]</p>
	(3) [略]	[略]		(3) [略]	[略]
3～7 [略]			3～7 [略]		
備考 [略]			備考 [略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

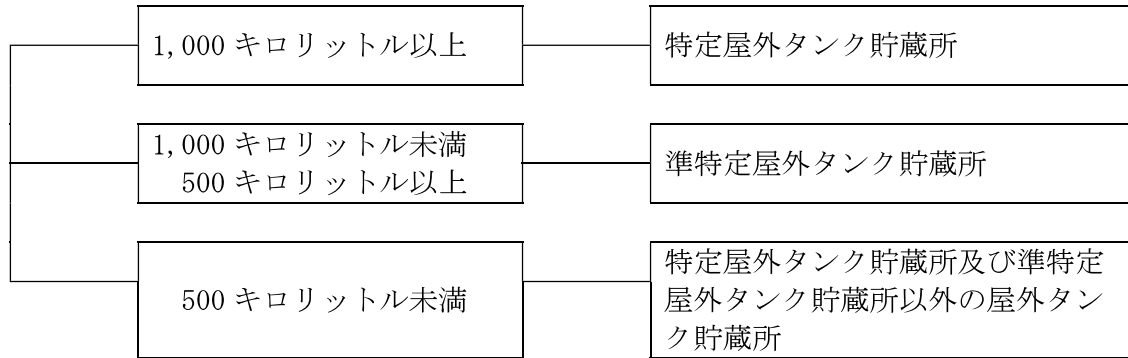
## (経過措置)

2 この条例による改正後の一関市消防手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請から適用し、同日前までにされた申請については、なお従前の例による。

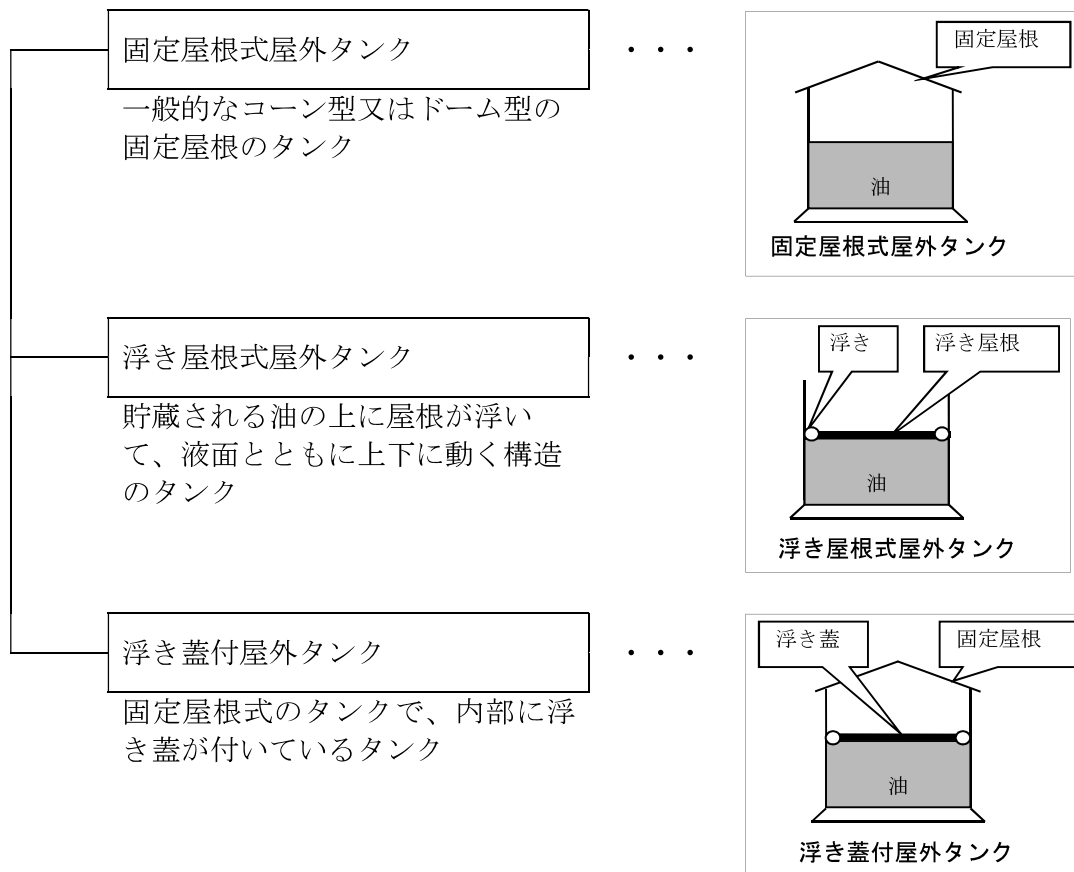
## 屋外タンク貯蔵所の区分

### 1 容量による区分

屋外タンク貯蔵所の容量によって、次のとおり区分されている。



### 2 屋根形式による屋外タンクの分類



議案第68号

一関市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

一関市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 8 月 27 日 提出

一関市長 勝 部 修

一関市立幼稚園条例の一部を改正する条例

一関市立幼稚園条例（平成17年一関市条例第71号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置) 第 2 条 [略]</p> <p><u>(保育料の額)</u> 第 3 条 保育料の額は、一関市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（平成 27 年一関市条例第 13 号）に定める利用者負担額（市の区域外に居住する場合にあっては、居住する市町村の定める額）とする。</p> <p><u>(保育料の納付方法)</u> 第 4 条 保育料は、毎月末日までにその月分を納入しなければならない。ただし、当該年度分の保育料を前納することを妨げない。 2 あらかじめ全月にわたり欠席することを届け出た場合は、前項の規定にかかわらず、その月分の保育料を徴収しない。</p>	<p>(設置) 第 2 条 [略]</p>

(保育料の減免)

第5条 市長は、特別の事由があると認めた場合は、保育料を減額し、  
又は免除することができる。

(委任)

第6条 [略]

(委任)

第3条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。